

「新型コロナウイルス感染症」の影響により、学費の納入が困難な学生および保証人のみなさまへ（令和2年6月1日改訂）

東京医療保健大学事務局

1. 学費の延納について

前期学費は、4月に納付をお願いすることになっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、学費の納入が困難になった場合は、学費の納付期限延長又は分割納付に対応しております。個々のご事情があると思われまますので、下記の各キャンパス事務局にご相談をお願い申し上げます。

2. 奨学金のご案内について

既に全学生宛メールにて連絡しておりますが、改めて独立行政法人日本学生支援機構（「以下日本学生支援機構」という）の奨学金制度についてご紹介します。本学は国から確認を受けた給付型奨学金対象大学です。

新型コロナウイルス感染症による影響で学費等の経済的支援が必要になった学生向けに、日本学生支援機構では「給付型奨学金」の案内が行われており、家計急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば「給付奨学金」の支援対象となり、この場合は学費等減免についても申請できます。また、「給付型奨学金」と比較して要件が緩やかな日本学生支援機構「貸与型奨学金」の緊急採用（第一種奨学金）や応急採用（第二種奨学金）についても随時行っています。

さらに、今回の新型コロナウイルス感染症による影響でご自身のアルバイトなどの収入が減ったため、新たに支援を希望する方についても「各種奨学金」の在学採用に申し込むことができます。

〈取り扱い奨学金各種〉

		日本学生支援機構				文部科学省		
		貸与型奨学金第1種(返還利息無し)		貸与型奨学金第2種(返還利息有り)		給付型奨学金		
金額	自宅通学	20,000～50,000 から選択		一律	20,000～120,000 から選択	自宅通学	【第Ⅰ区分】38,300	入学金・授業料の満額(支援上限あり)
		【第Ⅱ区分】25,600	第Ⅰ区分の2/3					
	自宅外通学	20,000～64,000 から選択				自宅外通学	【第Ⅰ区分】75,800	入学金・授業料の満額(支援上限あり)
		【第Ⅱ区分】50,600	第Ⅰ区分の2/3					
						【第Ⅲ区分】25,300	第Ⅰ区分の1/3	
採用 手続	予約採用	大学入学前に高校で申請手続きを実施						
	在学採用	4月から6月の期間に学内で公募を行い申請手続きを実施						
	緊急・応急採用	家計急変等の事由が生じた際、随時申請が可能						
	入学時特別増額	入学時、貸与型奨学金と一緒に一度だけ申請が可能(単体での申請は不可)						
	申請窓口	各キャンパス奨学金担当窓口へ申し出る						
審査 基準	家計の年間収入			家計の年間収入(第1種よりやや緩やか)		住民税非課税世帯・準ずる世帯		
	学業成績	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生 : 高等学校での成績平均3.5以上 ・2年生以上: 属する学科の上位1/3以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・全学年 : 平均水準以上 		<ul style="list-style-type: none"> ・1年生 : 高等学校での成績平均3.5以上 ・2年生以上: GPA等が学科の上位1/2以上 		
備考		給付型奨学金の採用が決定した場合、修学支援制度も併用して受ける事が可能						

各種奨学金について申請を希望する方は gakusei-center@thcu.ac.jp 宛に ①学籍番号 ②氏名 ③希望する奨学金を記載の上、ご送信ください。また、ご相談等あれば各キャンパス事務部にご連絡ください。

五反田キャンパス事務部	03-5421-7655
世田谷キャンパス事務部	03-5799-3711
国立病院機構キャンパス事務部	03-5779-5031
国立病院機構立川キャンパス事務部	042-521-7201
船橋キャンパス	047-495-7751
雄湊キャンパス	073-435-5819
日赤和歌山医療センターキャンパス	073-435-5819

3. 国の「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』

更新

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等により学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた状況の中で、大学等での修学の継続が困難な状況にある学生が修学をあきらめることがないよう『学生支援緊急給付金』制度が国により創設されました。

本学では既に5月20日（水）並びにスマートフォン等からオンライン申請が可能となった5月27日（水）の2回にわたり、本制度の募集、申請方法について各学生個人アドレス宛にメールをしておりますが、本紙により『学生支援緊急給付金』申請のポイントをご案内いたしますので、必ずお読みいただき、本給付金を希望する方は期日までに申請してください。

～『学生支援緊急給付金』 申請のポイント～

『学生支援緊急給付金』は学生が大学に申請し、大学が選考、そして大学が国に推薦します。支給対象者は、国が定めた「家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っている」や「新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が大幅に減少している」「修学支援新制度や日本学生支援機構第一種奨学金等、既存の支援制度を活用している」等の要件がありますが、最終的には、学生の自己申告状況や提出書類に基づき総合的に考慮した上で「経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める学生」を大学は選考し、国に推薦します。よって、要件のすべての条件を満たさない場合でも申請を受け付けますので、申請してください。（ただし、国への推薦順位は下がります）なお、本学独自に書類提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

《給付額》 住民税非課税世帯の学生等 20万円（高等教育修学支援新制度の第一区分受給学生等）

上記以外の学生 10万円

《申請方法》 「書類郵送による申請」又は「オンライン申請」のいずれかで申請してください。
※詳細は、各学生宛のメール『学生支援緊急給付金』申請のご案内、又は、学内グループウェア desknet's NEO をご覧ください。

《申請期限》 6月12日（金） 郵送による申請の場合、期限日消印有効

《お問合せ》 各キャンパス事務部、奨学金担当迄お問合せください。

4. 奨学金、修学支援以外で経済的に困難な場合に活用できる制度等の御紹介

1) 生活福祉資金貸付金（緊急小口貸付貸付等の特例貸付）【幅広い世帯の方】

概要：新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯の方に対し無利子・20万円以内で貸付を行う等の制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等又は全国の労働金庫（ろうきん）

2) 生活福祉資金貸付金（教育支援資金）【低所得世帯】

概要：低所得世帯を対象として、大学等に修学するために必要な経費について、無利子・月6.5万円以内（大学の場合）で貸付をうけられる制度です。また、入学に際し必要な経費について、50万円以内でまとまった額の貸付も行っています。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会

3) 母子父子寡婦福祉貸付金（就学支度資金・修学資金）【母子・父子・寡婦家庭の方】

概要：母子・父子・寡婦家庭の方が、①就学するために必要な受験料、被服費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・59万円以内（私立大学の場合）、②大学等に就学するための授業料、書籍代、交通費、生活費等に必要な資金に充てる資金として、無利子・月14.6万円以内（大学で自宅外通学の場合）で貸付を受けられる制度です。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の福祉事務所等のひとり親世帯関係施策担当

4) 住居確保給付金【独立生計・収入減の方】

更新

概要：離職・廃業後2年以内又は休業等に伴う収入減少により住居を失うおそれが生じている方（※）に家賃相当額（住宅扶助特別基準額が上限）を自治体から家主へ支給することで支援する制度です。

※学生アルバイトの場合は、基本的には対象には想定されていませんが、世帯生計を維持している（専らアルバイトにより学費や生活費等を賄っていた等）ことや求職活動などの支給要件に該当する方は支給対象になる場合があります。

申込時期：随時

問合せ先：お住まいの都道府県・市・区等の自立相談支援機関

住居確保給付金相談コールセンター 0120-23-5572

5) 日本政策金融公庫の教育ローン【幅広い世帯の方】

更新

概要：大学等に入学・在学する方の保護者に対し、学生等1人あたり350万円以内の貸付を行うものです。利息は年1.70%（固定金利）です。

申込時期：随時

問合せ先：日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>)

6) 雇用調整助成金の特例措置 【事業主】

更新

概要：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が、休業手当を払う場合、学生アルバイトも含む非正規雇用も対象となる特例。

5. 特別定額給付金について

政府から、特別定額給付金として1人につき10万円を給付する案内が発出されております。この給付金の申請書は自治体（区市町村）から世帯主に送付されますので、実家から通学している学生や、ひとり暮らしでも住民票が実家にある学生の場合は、実家の世帯主が手続きを行うこととなります。ただし、大学近郊でひとり暮らしをして、かつ住民票をそのアパート等に置いている学生の場合は、学生が世帯主となるため、自ら給付金の申請を行う必要があります。この場合、区・市役所等から届く案内を必ず確認し、申請を忘れないようご注意ください。

※参考：総務省「特別定額給付金に関するお知らせ」（抜すい）

特別定額給付金とは？

- ◎ 緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならないという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。
- ◎ 支給対象者
 - ・ 基準日（令和2年4月27日）に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方（基準日以前に、住民票を削除されていた方で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市区町村の住民基本台帳に記録されることとなった方を含む。）
 - ※ 外国人のうち、短期滞在者及び不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。
- ◎ 給付金額
 - ・ 世帯構成員1人につき10万円

以上